

住宅省エネルギー性能証明書

1. 一戸建て住宅(税込価格)

住宅省エネルギー性能証明料金(税込)				
基本料金	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスを当社に申請※1	変更住宅性能証明料金		現地調査がある場合 (左記料金に追加)
		当社で直前の証明依頼を行ったもの	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスを当社に申請※1	
51,700円	33,000円 (12,100円)※2	22,000円	6,600円	24,200円

※1 次の(a)、(b)、又は(c)に該当するものが対象となります。

(a) 当該基準に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書を添えるもの。

(b) 当社に対して、当該基準に係る以下のいずれかの申請をしたもの(ただし、選択項目に係る設計図書、及び計算書が同一であるものに限る)のうち、当該基準の一部に適合していることを証する書類を添付するもの。

- ・設計住宅性能評価、又は建設住宅性能評価
- ・建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査
- ・住宅性能証明
- ・BELS評価
- ・フラット35S適合証明又は、設計通知および設計検査申請書

(c) 変更を行う場合で、技術的な審査を伴わないもの。

※2 ※1(b)の申請により、適合基準をすべて満たすもので、それを証する書類が添付されたもの

2. 共同住宅(税込価格)

住宅省エネルギー性能証明料金(税込)				
基本料金	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスを当社に申請※1	変更住宅性能証明料金		現地調査がある場合 (左記料金に追加)
		当社で直前の証明依頼を行ったもの	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスを当社に申請※1	
$M \times 51,700$ 円	$M \times 33,000$ 円	$M_c \times 22,000$ 円	$M_c \times 6,600$ 円	戸数 \times 24,200円

M: 評価対象住戸(共用部分は1住戸とみなして計算します)

M_c: 評価対象住戸のうち、変更する戸数

※1 ①一戸建て住宅の※1に同じです。

※ 共同住宅等における「住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅」の料金は一戸建て住宅の料金を適用するものとします